

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成19年  
9月7日  
(金曜日)

## 目次

- 規則  
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………一
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)……………一
- 告示  
卸売市場の開設者及び所在地の変更(流通企画室)……………三
- 卸売市場の卸売業者の住所の変更(流通企画室)……………三
- 保安林指定施業要件の変更(森林整備課)……………三
- 道路の位置の指定(建築指導課)……………三
- 公告  
契約の締結(税務課)……………四
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………四
- 大規模小売店舗立地法第八条第四項の規定により述べた意見の概要(商政課)……………四
- 県営大波野地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………五



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月七日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第七十四号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記第八号様式(その二)の表中「**事業年度**」を「**事業年度**」に改める。

別記第五十四号様式中「**事業年度**」を「**事業年度**」に改める。

別記第五十五号様式中「**事業年度**」を「**事業年度**」に改める。

別記第五十八号様式及び別記第五十九号様式中「**更正の請求の対象となる事業年度**」を「**更正の請求の対象となる事業年度**」に改める。

別記第六十五号様式(その四)、別記第六十六号様式(その五)及び別記第六十七号様式(その四)中「第3条第1項、第5条第1項又は第6条第1項」を「第5条第1項、第7条第1項又は第9条第1項」に改める。

この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、別記第六十五号様式(その四)、別記第六十六号様式(その五)及び別記第六十七号様式(その四)の改正規定は、公布の日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月七日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第七十五号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和五十九年山口県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項を削り、同条第二項中「死亡し、又は」及び「死亡又は」を削り、「遅滞なく」を「三十日以内に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第九条後

段」を「第九条第一項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

二級建築士又は木造建築士は、法第八条の二第三号の規定による届出をしようとするときは、届出書に二級建築士免許証又は木造建築士免許証を添えて知事に提出しなければならない。

第八条第四項中「第九条前段」を「第九条第一項第三号から第五号まで」に、「は、直ちに」を「(法第九条第一項第三号の規定により免許を取り消された場合にあつては、法第八条の二第三号に掲げる場合に該当するときに限る。)」は、当該取消しの通知を受けた日から十日以内」に改める。

第九条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第十七条の見出しを「(受験者の不正行為に対する措置に関する報告)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前項」を「法第十三条の二第二項」に、「第一項」を「同条第一項」に改め、同項を同条とする。

別記第一号様式甲

「 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消された ことがありますか。 (取り消されたことがあれば、その年月日)	1 ある。 2 ない。 ( 年 月 日)
「 禁錮以上の刑に処せられたこと又は建築に関し罪を犯し罰金以 上の刑に処せられたことがありますか。 (刑に処せられたことがあれば、その罪及び刑)	1 ある。 2 ない。 ( 年 月 日)

を

「 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 (刑に処せられたことがあれば、その罪及び刑) 又は執行を受けたことがなくなつた年月日)	1 ある。 2 ない。 ( 年 月 日)
「 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯し て罰金の刑に処せられたことがありますか。 (刑に処せられたことがあれば、その罪及び刑) 又は執行を受けたことがなくなつた年月日)	1 ある。 2 ない。 ( 年 月 日)
「 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一 級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたこ とがありますか。 (取り消されたことがあれば、その年月日)	1 ある。 2 ない。 ( 年 月 日)
「 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、級 その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により二級 建築士又は木造建築士の免許を取り消されたこと がありますか。 (業務の停止の処分を受けたときは、その期間)	1 ある。 2 ない。 ( 年 月 日から 日まで)

り

の

別記第一号様式甲「第9条後段」及び「第9条第1項第1号」の

附則  
この規則は、公布の日から施行する。



**山口県告示第四百五十号**

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第三十五条の規定により、次のとおり開設者の住所及びその他の卸売市場の所在地の変更の届出があった。  
平成十九年九月七日

山口県知事 二井 関成

一 登録番号 水開第五三三号

二 開設者の名称 株式会社柳井魚市場

三 開設者の住所

変 更 後

柳井市大字柳井一五七四の三

変 更 前

四 その他の卸売市場の名称 株式会社柳井魚市場

五 その他の卸売市場の所在地

変 更 後

柳井市大字柳井一五七四の三

変 更 前

六 変更年月日

平成十九年七月二十九日

**山口県告示第四百五十一号**

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第三十五条の規定により、次のとおり卸売業者の住所の変更の届出があった。

平成十九年九月七日

山口県知事 二井 関成

一 登録番号 水卸第五四号

二 卸売業者の名称 株式会社柳井魚市場

変 更 後

柳井市柳井一五七四の三九

変 更 前

三 卸売業者の住所

柳井市柳井一五七四の三九

四 その他の卸売市場の名称及び所在地 株式会社柳井魚市場

五 変更年月日

平成十九年七月二十九日

**山口県告示第四百五十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。  
平成十九年九月七日

山口県知事 二井 関成

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
保安林の指定に関する告示（平成十二年山口県告示第三百六十三号）に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに萩市農林部林政課、光市経済部水産林業課及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第四百五十三号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十九年九月七日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 下松市清瀬町三丁目五二の一及び五二の一の地先	幅員 (メートル) 四・〇	延長 (メートル) 一〇・九	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 三七・九
----------------------------------	---------------------	----------------------	-----------------------------------



(四四九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年九月七日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総務部税務課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量  
税務電算システム再構築に係る基本計画作成及び基本設計業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成十九年七月十八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目七番一号
- 六 落札金額  
五千二百五十万円
- 七 入札公告日  
平成十九年五月二十五日
- 八 その他  
(一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

(三) 購入等

(四) 落札方式

(五) 総合評価

(四五〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年四月二十七日山口県公告(二二一)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年九月七日から同年十月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年九月七日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 丸久錦見店  
所在地 岩国市錦見八丁目二番五六号
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(四五二) 大規模小売店舗立地法第八条第四項の規定により述べた意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、平成十九年三月六日山口県公告(一〇七)に係る大規模小売店舗について次のとおり意見を述べました。

当該意見は、平成十九年九月七日から同年十月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年九月七日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) マックスバリュ柳井新庄店  
所在地 柳井市新庄四四の五

二 意見の概要

交通に係る事項について配慮を求める。

(四五二) 県営大波野地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業変更計画書の縦覧  
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、  
県営大波野地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の事業計画を変更したので、  
同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供  
します。

平成十九年九月七日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営大波野地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年九月十日から同年十月一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

平成十九年九月七日印刷  
平成十九年九月七日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）